# 「横浜市区民文化センター条例施行規則の一部改正について」 に関する意見公募結果について

横浜市区民文化センター条例施行規則の一部改正について、令和5年7月3日 から令和5年8月2日まで意見公募を行いました。

その結果、当該案についてご意見はありませんでしたので、案に基づき、 規則の一部改正を行いました。

皆様のご協力に感謝申し上げるとともに、今後とも横浜市政にご協力いただ きますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 「横浜市区民文化センター条例施行規則」の一部改正について(概要)

### 1 改正の趣旨

横浜市港北区民文化センターを開設するため、令和4年第1回市会定例会において、 横浜市区民文化センター条例の一部を改正しました。この条例の改正に併せて、横浜市 区民文化センター条例施行規則に、横浜市港北区民文化センターに関する規定を追加す るため、同規則の一部を改正します。

なお、横浜市港北区民文化センターの開館日は、令和6年3月24日の予定です。

### 2 改正の概要

横浜市区民文化センター条例施行規則の別表第1に、横浜市港北区民文化センターの 各施設(ホール、ギャラリー等)の利用期間に関する規定を追加し、別表第2に利用許 可申請書の受付に関する規定を追加します。

## (1) 別表第1 各施設の利用期間に関する規定の追加

横浜市港北	ホール	7 日
区民文化セ	ギャラリー	14 日
ンター	音楽ルーム	7 目
	練習室	2 目
	楽屋	7 日

### (2) 別表第2 利用許可申請書の受付に関する規定の追加

6 箇月前受付	ホール、ギャラリー
3 箇月前受付	音楽ルーム、練習室、楽屋

#### 3 参考資料

- (1) 横浜市区民文化センター条例
- (2) 横浜市区民文化センター条例施行規則

○横浜市区民文化センター条例

平成5年3月29日 条例第13号

横浜市区民文化センター条例をここに公布する。

横浜市区民文化センター条例 (設置)

第1条 地域に根差した個性ある文化の創造に寄 与するため、横浜市に区民文化センター(以下 「センター」という。)を設置する。 (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおり とする。

名称	位置
横浜市鶴見区民文化センター	横浜市鶴見区
横浜市神奈川区民文化センター	横浜市神奈川区
横浜市港南区民文化センター	横浜市港南区
横浜市旭区民文化センター	横浜市旭区
横浜市磯子区民文化センター	横浜市磯子区
横浜市緑区民文化センター	横浜市緑区
横浜市青葉区民文化センター	横浜市青葉区
横浜市戸塚区民文化センター	横浜市戸塚区
横浜市栄区民文化センター	横浜市栄区
横浜市泉区民文化センター	横浜市泉区
横浜市瀬谷区民文化センター	横浜市瀬谷区
( - +	

(事業)

- 第3条 センターは、次の事業を行う。
  - (1) 文化活動のための施設の提供に関すること。
  - (2) 文化活動に関する情報の提供に関すること。
  - (3) 文化活動に関する事業の相談に関すること。
  - (4) 文化事業の企画及び実施に関すること。
  - (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

- 第4条 前条に掲げる事業を行うため、センター に置く施設は、別表第1のとおりとする。 (開館時間等)
- 第5条 センターの開館時間及び休館日は、規則 で定める。

(指定管理者の指定等)

- 第6条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。
  - (1) センターの施設及び附帯設備の利用の許可等に関すること。
  - (2) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定める業務
- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするとき は、特別の事情があると認める場合を除き、公 募するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、 事業計画書その他規則で定める書類を市長に提

出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を 審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの 設置の目的を最も効果的に達成することができ ると認めたものを指定管理者として指定する。
- 5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第2の右欄に掲げる担任事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会(第19条第1項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第7条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、 及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、 その旨を公告しなければならない。

(管理の業務の評価)

第8条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、別表第2の右欄に掲げる担任事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用期間)

第9条 センターの施設は、規則で定める期間を 超えて利用することはできない。ただし、指定 管理者が特に必要があると認める場合は、この 限りでない。

(利用の許可)

- 第10条 別表第1ア欄に掲げる施設及び附帯設備 を利用しようとする者は、指定管理者の許可を 受けなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 指定管理者は、第1項の施設及び附帯設備の 利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を 許可しないものとする。
  - (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を 害するおそれがあるとき。
  - (2) センターの設置の目的に反するとき。
  - (3) センターの管理上支障があるとき。
  - (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。 (特別の設備の設置の許可)
- 第11条 前条第1項の規定により許可を受けた者 (以下「利用者」という。)で、センターに特 別の設備を設置しようとするものは、指定管理 者の許可を受けなければならない。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可 について準用する。
- 3 センターに特別の設備を設置した者は、センターの利用を終了したときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならない。第17条の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。

(物品販売等の許可)

第12条 利用者で、センターにおいて次に掲げる 行為をしようとするものは、指定管理者の許可 を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) その他規則で定める行為
- 2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の手続)

第13条 第10条第1項、第11条第1項及び前条 第1項の許可の手続について必要な事項は、規 則で定める。

(利用料金)

- 第14条 利用者は、指定管理者に対し、その利用 に係る料金(以下「利用料金」という。)を支 払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内に おいて、指定管理者が市長の承認を得て定める ものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、 指定管理者は、後納とすることができる。 (利用料金の減免)
- 第15条 指定管理者は、必要があると認められる 場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部 又は一部を免除することができる。
- 第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。
- 第17条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに 該当する場合は、第10条第1項、第11条第1項 又は第12条第1項の規定による許可を取り消 し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止さ せることができる。
  - (1) 第10条第3項各号のいずれかに該当する に至ったとき。
  - (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の 規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に 違反したとき。
  - (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

- 第18条 指定管理者は、センターの入館者が次の いずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は 退館を命ずることができる。
  - (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
  - (2) その他センターの管理上支障があるとき。 (指定管理者選定評価委員会)
- 第19条 別表第2の右欄に掲げる担任事務を行う ため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者 選定評価委員会を置く。
- 2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する 委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の 組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定め る。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例 の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 (省略)

#### 別表第1(第4条)

別衣弟 1 (弟 4 余)	
ア	イ
横浜市鶴見 ホール、音楽ホール、ギャラ	情報コ
区民文化セ リー、リハーサル室、練習	ーナー
ンター 室、楽屋	
横浜市神奈 ホール、ギャラリー、音楽ル	情報コ
川区民文化 一ム、練習室、楽屋	ーナー
センター	
横浜市港南ホール、ギャラリー、音楽ル	情報コ
区民文化セ ーム、練習室、会議室、楽屋	ーナー
ンター	
横浜市旭区 ホール、音楽ホール、カルチ	情報コ
民文化セン ャー工房、音楽工房、アート	ーナー
ターギャラリー、ミーティングル	
ーム、楽屋、音楽工房調整室	
横浜市磯子 ホール、ギャラリー、リハー	情報コ
区民文化セ サル室、練習室、会議室、楽	ーナー
ンター屋	
横浜市緑区 ホール、ギャラリー、リハー	
民文化センサル室、練習室、会議室、楽	ーナー
ター屋	
横浜市青葉ホール、リハーサル室、練習	情報コ
区民文化セ 室、楽屋	ーナー
ンター	
横浜市戸塚ホール、ギャラリー、リハー	
区民文化セ サル室、練習室、楽屋	
ンター	
横浜市栄区ホール、ギャラリー、音楽ル	
民文化セン ーム、練習室、会議室、楽屋	ーナー
ター	
横浜市泉区 ホール、ギャラリー、リハー	
民文化センサル室、創作室、会議室、楽	ーナー
ター屋	
	情報コ
	ーナー
ンター	

別表第2(第6条第5項、第8条、第19条第1項)

MX 77 (77 0	不知可以、知可不、知13不知1识/
名称	担任事務
横浜市鶴見区	横浜市鶴見区民文化センターの
民文化センタ	指定管理者の候補者の選定、指定
一指定管理者	管理者による当該センターの管理
選定評価委員	の業務に係る評価等についての調
会	査審議に関する事務
横浜市神奈川	横浜市神奈川区民文化センター
区民文化セン	の指定管理者の候補者の選定、指
ター指定管理	定管理者による当該センターの管
者選定評価委	理の業務に係る評価等についての
員会	調査審議に関する事務
横浜市港南区	横浜市港南区民文化センターの
民文化センタ	指定管理者の候補者の選定、指定
一指定管理者	管理者による当該センターの管理
選定評価委員	の業務に係る評価等についての調
会	査審議に関する事務
横浜市旭区民	横浜市旭区民文化センターの指
文化センター	定管理者の候補者の選定、指定管
指定管理者選	理者による当該センターの管理の
定評価委員会	業務に係る評価等についての調査

	審議に関する事務
横浜市港北区	横浜市港北区民文化センターの
民文化センタ	指定管理者の候補者の選定、指定
一指定管理者	管理者による当該センターの管理
選定評価委員	の業務に係る評価等についての調
会	査審議に関する事務
横浜市磯子区	横浜市磯子区民文化センターの
民文化センタ	指定管理者の候補者の選定、指定
一指定管理者	管理者による当該センターの管理
選定評価委員	の業務に係る評価等についての調
会	査審議に関する事務
横浜市緑区民	横浜市緑区民文化センターの指
文化センター	定管理者の候補者の選定、指定管
指定管理者選	理者による当該センターの管理の
定評価委員会	業務に係る評価等についての調査
<b>龙</b> 田 岡 女 英 五	審議に関する事務
横浜市青葉区	横浜市青葉区民文化センターの
民文化センタ	指定管理者の候補者の選定、指定
一指定管理者	管理者による当該センターの管理
選定評価委員	の業務に係る評価等についての調
会	査審議に関する事務
点 横浜市戸塚区	横浜市戸塚区民文化センターの
民文化センタ	指定管理者の候補者の選定、指定
一指定管理者	管理者による当該センターの管理
選定評価委員	の業務に係る評価等についての調
会	査審議に関する事務
横浜市栄区民	横浜市栄区民文化センターの指
文化センター	定管理者の候補者の選定、指定管
指定管理者選	理者による当該センターの管理の
定評価委員会	業務に係る評価等についての調査
足时 圖安貝五	審議に関する事務
	横浜市泉区民文化センターの指
文化センター	定管理者の候補者の選定、指定管
指定管理者選	理者による当該センターの管理の
定評価委員会	業務に係る評価等についての調査
<b>尼</b> 田 脚 女 只 云	審議に関する事務
	横浜市瀬谷区民文化センターの
民文化センタ	指定管理者の候補者の選定、指定
一指定管理者	間に 自 性 目 め 医 価 目 の 医 使 、 相 に 管 理 者 に よ る 当 該 セ ン タ ー の 管 理
選定評価委員	の業務に係る評価等についての調
会	で 素務に係る計画等に ジャー で の 調
<b>万</b>	4.併成に戻りつず伤

# 別表第3 (第14条第2項)

	和	重別	単位	利用	料金
	1-			,	日曜日、
					土曜日及
					び休日
横浜	ホール	入場料等を徴	1日に	円	円
市鶴		収しない場合	つき	70,000	82,500
見区		入場料等を徴	同	117,000	137,500
民文		収する場合			
化セ	音楽ホ	入場料等を徴	同	12,500	15,000
ンタ	ール	収しない場合			
<u> </u>		入場料等を徴	同	21,000	25,000
		収する場合			
	ギャラ	入場料等を徴	同		4,100
	リー	収しない場合			
		入場料等を徴	同		6,200
		収する場合			

		サル室	同	19,500	23,000
	練習室		同	,	6,000
	楽屋		同		6,000
	附帯設	借	1式又は1台		8,000
			、1日につき		,
横浜 市神	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に	38,000	45,000
中性 奈川		双しない場合 入場料等を徴	つき 同	63,500	75,000
区民		収する場合	17.3	00,000	10,000
文化セン	1	入場料等を徴 収しない場合	同		3,700
ター		入場料等を徴 収する場合	同		5,700
	音楽ル		同	13,500	15,500
	練習室		同	13,333	5,600
	楽屋	•	同		6,600
		/# <del>*</del>	1 7		The state of the s
	附帯設	佣	1式又は1台 、1日につき		8,000
横浜 市港	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に つき	49,500	57,500
南区民文		入場料等を徴収する場合	同	82,500	96,500
化センタ	ギャラ リー		同		3,400
		入場料等を徴 収する場合	同		5,200
	音楽ル		同	10,500	12,500
	練習室		同	10,000	4,300
	会議室		同		2,800
	楽屋		同		3,600
	附帯設	備	1式又は1台 、1日につき		8,000
横浜 市旭	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に つき	38,000	45,000
区民 文化		入場料等を徴 収する場合	同	63,500	75,000
センター	音楽ホ ール	入場料等を徴 収しない場合	同	12,500	15,000
		入場料等を徴 収する場合	同	21,500	25,500
	カルチ	ャー工房	同	11,500	13,500
	音楽工	 .房	同		8,500
	アート	入場料等を徴 収しない場合	同		3,100
	リー	<u>収しない場合</u> 入場料等を徴 収する場合	司		4,600
	ミーテ		同		3,000
	楽屋		同		3,000
		房調整室	同		3,000
	附帯設		1式又は1台		
	四 市 以	.V⊞	1 A X は 1 百 、 1 目 に つ き		8,000
横浜 市磯	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に つき	40,500	47,000
子区民文		入場料等を徴収する場合	同	67,500	79,500
化センタ	ギャラリー	収りる場合 入場料等を徴 収しない場合	同		3,100
		収しない場合 入場料等を徴 収する場合	同		4,800

		サル室	同	13,500	16,000
	練習室		同		3,500
	会議室		司		2,500
	楽屋		同		3,300
	附帯設	備	1式又は1台 、1日につき		8,000
横浜 市緑	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に つき	43,000	50,500
区民文化		入場料等を徴 収する場合	同	71,500	84,000
センター	ギャラリー		同		4,300
		入場料等を徴 収する場合	同		6,400
	リハー	サル室	同	20,000	23,500
	練習室	•	同	,	6,900
	会議室		同		3,700
	楽屋	·	同		3,400
	附帯設	'備	1式又は1台 1日につき		8,000
横浜市青	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に	57,500	69,000
葉区民文			同	97,500	114,500
化セ	リハー	<u> </u>	同	12,450	14,550
ンタ	練習室		同	12,100	4,100
	楽屋	•	同		4,200
	附帯設	備	1式又は1台 1日につき		8,000
横浜 市戸	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に	58,000	68,000
塚区 民文		入場料等を徴 収する場合	同	96,500	113,500
化セ ンタ	ギャラ リー		同		7,300
_		入場料等を徴 収する場合	司		11,000
	リハー	サル室	同	19,000	22,000
	練習室		同		11,600
	楽屋		同		7,900
	附帯設	備	1式又は1台 1日につき		8,000
横浜市栄	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に つき	38,000	45,000
区民文化		入場料等を徴 収する場合	同	64,500	75,500
センター	ギャラ リー		同		2,500
		入場料等を徴 収する場合	同		3,700
	音楽ル		同	10,000	12,000
	練習室		同		4,200
	会議室		同		3,400
	楽屋	-	同		3,300
	附帯設	備	1式又は1台 1日につき		8,000
横浜市泉	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に つき	49,500	57,500
区民		→ 1 E ded deta 3 ded	司	82,500	96,500

文化		収する場合			
セン	ギャラ	入場料等を徴	同		3,900
ター	リー	収しない場合			
		入場料等を徴	同		5,800
		収する場合			
	リハー	サル室	同	12,500	14,600
	創作室		同	10,200	12,000
	会議室		同		2,500
	楽屋		同		4,200
	附帯設	備	1式又は1台		8,000
			、1目につき		
横浜	ギャラ	入場料等を徴	1日に		7,900
市瀬	リー	収しない場合	つき		
谷区		入場料等を徴	同		11,800
民文		収する場合			
化セ	音楽多	入場料等を徴	同	15,000	18,000
ンタ	目的室	収しない場合			
—		入場料等を徴	同	25,500	30,000
		収する場合			
	練習室	•	同		5,400
	会議室	•	同		3,200
	楽屋		同		3,300
	附帯設	備	1式又は1台		8,000
			、1目につき		

#### (備考)

- 1 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以 外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第178号)第3 条に規定する休日をいう。
- 2 「入場料等」とは、利用者が入場者から 徴収する入場料その他これに類する料金を いう。
- 3 「1日」とは、午前9時から午後10時ま でをいう。
- 4 1日以外の時間(以下「時間外」という。)にセンターの施設又は附帯設備を利用する場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、それぞれの利用に係る1日の利用料金の額に10分の1を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。
- 5 ホール又は音楽ホールの利用に伴う準備 又は練習を行うことのみを目的として当該 ホール又は音楽ホールを利用する場合の利 用料金の額は、当該ホール又は音楽ホール について入場料等を徴収しない場合の利用 料金の額に4により計算した額を加算した 額に10分の7を乗じて得た額(この額が 100円未満のとき、又はこの額に100円未 満の端数があるときは、その全額又はその 端数金額を切り捨てる。)とする。

○横浜市区民文化センター条例施行規則

平成5年6月25日 規則第61号

横浜市区民文化センター条例施行規則をここに 公布する。

横浜市区民文化センター条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、横浜市区民文化センター条 例(平成5年3月横浜市条例第13号。以下「条 例」という。)の施行に関し必要な事項を定め るものとする。

(開館時間)

- 第2条 区民文化センター(以下「センター」と いう。)の開館時間は、午前9時から午後10時 までとする。
- 区長は、前項の規定にかかわらず、特に必要 があると認める場合は、開館時間を変更するこ とができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、センターの利用状 況等を考慮して、区長が定める。

(指定管理者の公募)

第4条 区長は、条例第6条第2項の規定により 公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の 指定の基準を定め、かつ、これを公にしておく ものとする。

(指定申請書の提出等)

- 第5条 指定管理者の指定を受けようとするもの は、指定申請書(第1号様式)を区長に提出し なければならない。
- 2 前項の申請書には、条例第6条第3項に規定 する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しな ければならない。
  - (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類す る書類
  - (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明
  - (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年 度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業 年度及び前々事業年度の収支計算書並びに事 業報告書
  - (4) 当該区民文化センターの管理に関する業務 の収支予算書
  - (5) その他区長が必要と認める書類 (利用期間)
- 第6条 条例第9条に規定する規則で定める期間 は、別表第1のとおりとする。

(利用の許可の申請等)

- 第7条 条例第10条第1項の規定によりセンター の施設及び附帯設備の利用の許可を受けようと する者は、利用許可申請書(第2号様式)を指 定管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の利用許可申請書の受付は、別表第2に 掲げる日から行うものとする。ただし、指定管 理者が特にやむを得ないと認めるときは、この 限りでない。
- 3 別表第2ア欄に掲げる施設とその他の施設を 同時に利用する場合の利用許可申請は、同欄に 掲げる施設の利用許可申請時に一括して行うこ とができる。

(特別の設備の設置の許可の申請等)

第8条 条例第11条第1項の規定により特別な照 明装置、音響装置その他次に掲げる設備の設置

- の許可を受けようとする者は、特別設備設置許 可申請書(第3号様式)を指定管理者に提出し なければならない。
- (1) 発電設備
- (2) 発火設備
- (3) 発煙設備
- (4) その他指定管理者が前各号に準ずると認め る設備
- 2 前条第2項の規定は、前項の許可の申請につ いて準用する。

(物品販売等の許可の申請)

第9条 条例第12条第1項の規定により同項各号 に掲げる行為の許可を受けようとする者は、物 品販売等許可申請書(第4号様式)を指定管理 者に提出しなければならない。

(許可の変更の申請等)

- 第10条 条例第10条第1項、第11条第1項又は第 12条第1項の規定により許可を受けた者(以下 「利用者」という。) で、許可申請書に記載し た事項を変更しようとするものは、あらかじめ、 許可申請事項変更申請書(第5号様式)により 指定管理者の許可を受けなければならない。
- 第11条 条例第14条第3項ただし書に規定する規 則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用 する場合とする。

(利用料金の減免)

第12条 条例第15条に規定する規則で定める場合 は本市が共催する文化事業の実施のために利用 する場合とし、免除する利用料金の額は利用料 金の5割相当額とする。この場合において、そ の額に10円未満の端数があるときは、その端数 金額を切り捨てる。

(利用料金の返還)

- 第13条 条例第16条ただし書に規定する規則で定 める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還 する利用料金の額は当該各号に定めるとおりと する。この場合において、その額に10円未満の 端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
  - (1) 利用者の責めに帰することができない事由 によりセンターの施設若しくは附帯設備の利 用ができなくなった場合、又は利用者が附帯 設備を利用しなかった場合 既納の利用料金 の全額
  - (2) センターの施設の利用の許可を受けた者が 利用日の30日前(別表第2イ欄に掲げる施設 にあっては、7日前)までに利用の許可の取 消しを申し出た場合 既納の利用料金の額か ら利用料金の5割相当額を控除した額。ただ し、既納の利用料金が利用料金の5割相当額 に満たない場合は、返還しない。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、文 化観光局長が定める。

附 則 (省略)

別表第1(第6条)

7/1/2/1/1	()// 0 ///	
	施設	利用期間
横浜市鶴	ホール	7日
	音楽ホール	2日
化センタ	ギャラリー	14日
<u> </u>	リハーサル室	7日
	棟習室	2日
	楽屋	7日

# 12 + 14		
横浜市神		7日
	ギャラリー	14日
文化セン	音楽ルーム	7日
ター	練習室	2日
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7日
横浜市港		7日
	ギャラリー	14日
化センタ	音楽ルーム	7日
_	練習室	2日
	会議室	2日
	<u> </u>	7日
₩; >r; → 4n		
横浜市旭		7日
	音楽ホール	2日
センター	カルチャー工房	2日
	音楽工房	2日
	アートギャラリー	14日
	ミーティングルーム	2日
	楽屋	7日
	音楽工房調整室	2日
横浜市磯	ホール	7日
子区民か	ギャラリー	14日
ルカンカ	リハーサル室	
16センタ		7日
_	練習室	2日
	会議室	2日
	楽屋	7日
横浜市緑		7日
区民文化	ギャラリー	14日
センター	リハーサル室	7日
	練習室	$2 \exists$
	会議室	2日
	楽屋	7日
横浜市青		7日
	リハーサル室	7日
化センタ		2日
	楽屋	7日
横浜市戸	ホール	7日
塚区民文	ギャラリー	14日
化センタ	リハーサル室	7日
	練習室	2日
	楽屋	7日
横浜市栄		7日
区民文化	ギャラリー	14日
	音楽ルーム	7日
	練習室	2日
	会議室	2日
	楽屋	7日
横浜市泉		7日
区民文化	ギャラリー	14日
センター	リハーサル室	7日
	創作室	2日
	会議室	2日
	楽屋	7日
横浜市瀬	ギャラリー	14日
谷区民文	音楽多目的室	7日
化センタ		2日
	会議室	2日
1	楽屋	7日

(備考)

「利用期間」とは、同一人が同一目的でセンターの施設を連続して利用することができ

る最長期間をいう。

別表第2(第7条第2項及び第3項、第13条第2 号)

-57				
名称		ア		イ
	受付日	施設名	受付日	施設名
横浜市鶴 見区民文 化センタ	利よすのる 月 り る る る る り る り る り る り る り る り る り	ホール、音 楽ホール、 ギャラリ ー	利 よする 属 る る る る る り る り る り る り る り る り る り	リハーサ ル室、練習 室、楽屋
	前		前	
横浜市神 奈川区民 文化セン ター	同	ホール、ギ ャラリー		音楽ルー ム、練習 室、楽屋
横浜市港 南区民文 化センタ ー	同	ホール、ギ ャラリー	同	音楽ルー ム、練習 室、会議 室、楽屋
横浜市旭区民文化センター	同	ホール、音 楽ホール、 アートギ ャラリー		カルチャ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
横浜市磯 子区民文 化センタ ー	同	ホール、ギ ャラリー	同	リハーサ ル室、練習 室、会議 室、楽屋
横浜市緑 区民文化 センター	司	ホール、ギ ャラリー	同	リハーサ ル室、練習 室、会議 室、楽屋
横浜市青 葉区民文 化センタ ー	司	ホール	同	リハーサ ル室、練習 室、楽屋
横浜市戸 塚区民文 化センタ ー	同	ホール、ギ ャラリー	同	リハーサ ル室、練習 室、楽屋
横浜市栄 区民文化 センター	司	ホール、ギ ャラリー	同	音楽ルー ム、練習 室、会議 室、楽屋
横浜市泉 区民文化 センター	司	ホール、ギ ャラリー	同	リハーサ ル室、創作 室、会議 室、楽屋
横浜市瀬 谷区民文 化センタ ー	同	ギャラリ 一、音楽多 目的室	田	練習室、会 議室、楽屋

(様式省略)